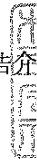


平成31年 2月14日

特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本誠司 殿

回 答 書

復縁屋株式会社
代表取締役 荒川 浩介



貴会からの平成31年1月9日付文書に対し、下記の通り回答致します。

記

1 お申入れについて

ご指摘を踏まえ、解約手数料についての文言を削除するよう修正することと致します。
なお、当該条項は、過去にいわゆるクーリングオフ詐欺のような悪質な事案が何度かあったことから、そのような場合の予防のために設けていた規定であり、実際にはこれまでも当社は、通常の解約を行った顧客に対して当該解約手数料は請求していない旨、念のため付言致します。

2 お問い合わせについて

- (1) カウンセリング、面談等については、本来有料である業務を、いわば契約者へのサービスとして無料で提供させていただいているものです。「本来無料であるものが解除によって有料となる」といったものではありません。
- (2) 業務の詳細については、回答を差し控えさせていただきますが、当社は、弁護士、監督庁等への相談、協議等を適宜行いながら、法令を遵守して業務を行っております。

3 当社対応方針について

当社では、契約書、業務、WEBサイトなどにおきまして、問題や改善すべき箇所のご指摘や相談がありましたら速やかに検討し、改善を実施しています。契約書、WEBサイトなどでの記載について改善のご提案、本件ご指摘、お問い合わせ以外にも、改善すべきと思われる箇所がございましたら、ご指摘いただけましたら幸いです。

以上